

2025年版

市村工務店

送り出し教育

- 基本資料 -



ICHIMURA

株式会社市村工務店・安全協力会

もくじ

はじめに	— 1
1. 目的	— 2
2. 現場で働く作業員の基本	— 3
保護具の適正使用	
作業員のやらなくてはいけないこと	
作業主任者(職長)および安全衛生管理者が やらなくてはいけないこと	
事業主がやらなくてはいけないこと	
3. KY 活動	— 8
4. 市村工務店の基本ルール	— 9
5. 作業時の注意事項	— 10
足場作業	
脚立・はしご	
手持ち電動工具	
重機・玉掛作業	
荷役作業	
火気作業	
作業環境	
6. 健康と心構え	— 19
7. もしものときに	— 20
8. 資料	— 21
9. 受講記録	— 23

はじめに

協力会・事業主の皆様は現場に送り出す前に 作業員全員に教育してください

この資料は、市村工務店現場で作業する皆様の安全を守るために作成されました。

工事現場に入場する前に必ず本教育を実施し、作業員の皆様に理解されたうえで受講記録に記入して、その上で入場させてください。

注意事項

- ・各事業主、又はそれに準じる方が全ての作業員に対して送り出し教育を行なうこと
- ・一次会社が責任を持って、二次、三次…と入場する全ての方を教育してください。
- ・送り出し教育を受けていない方は入場不可
- ・新規入場時書類にその旨を記載してください
- ・本資料は雇い入れ時教育にも活用してください
- ・教育は繰り返し必要です。
毎年1回以上行ってください。

工事現場での労働災害を無くすために
市村工務店・健成会・安全協力会は全力を挙げて、現場で働くみなさんの教育に取り組めます。
建設工事を通して社会に貢献し、より安全に作業できる現場環境を保てるように、この資料を活用し熟読し「安全・安心」な作業環境を守りましょう。

安心とは ころにかかる事が無く、心が安らぎ、物事が損傷したり、危害を受けたりする恐れが無いこと

安全とは 危なさを把握する仕組みを持ち、対策を講じ、その上で付き合わざるを得ない危なさについては、承知して管理下に置く。これが継続的に行われている状態。つまり、危なさと正しく向き合った状態

現場は危険が有ることを理解して正しく向き合い、自分と家族の為に、心を安らかに作業に励みましょう

2

現場で働く作業員の基本

墜落制止防止用器具（安全帯）

□ 現行の規格品を使用しないと法令違反

作業員の着用する安全帯の各表示が「墜落制止用器具規格品適合品」となっていることを確認して、現場に入場してください

□ 作業床のない場所でフルハーネス型を使用するには法令が定める特別教育が必要

□ 事業者（その代行者である職長）は安全帯の日常点検、使用期限の確認を必ず実施

一般的な
使用期限

- 安全帯本体 | 使用開始から3年
- ランヤード | 使用開始から2年

ヘルメット

□ 有効期限（使用開始からの期間を確認）

作業員の着用する安全帯の各表示が「墜落制止用器具規格品適合品」となっていることを確認して、現場に入場してください



正しい
装備

- あご紐は指1,2本が入る程度にしっかり締める
- まっすぐ被る
- タオルや帽子の上から被らない

2

現場で働く作業員の基本

安全の基本は適切な服装とヘルメット必着！

□保護メガネ

(ゴーグル型が安全)



- 眼鏡の上から使用できるものもあります
- メガネ型やフェイスシールドはすき間からの飛散物に注意
- ※強度のあるJIS規格品、米国規格品(ANSI)などを選びましょう

□保護手袋



- 作業に適合したものを使用(※回転工具への巻き込まれ防止等)
- 用途別に防振耐電気、やけど防止、化学防護などがあります

□丸のこ作業は綿製手袋(軍手)禁止

□カッター作業、切断面が鋭利なもの の取り扱いでは耐切創防止用を使用 (EN388：国際規格があります)

□有害物に応じたマスク等を使用

- SDSに示されたマスクを使用(防毒マスク、防じんマスク、電動ファン付き呼吸用保護具など)
- 各種マスクの製品耐用年数、フィルターの交換基準を守って使用
- 使い捨て式は、使用限度時間内で使用



- 二の腕・手首が露出しない服装
- 専ら火気作業を行う作業では、難燃性素材の作業服を着用

□ファン付き空調作業服

火気作業の場合には綿100%（綿難燃）のものを着用、またファンには金属フィルターを付けてください

- 足首やくるぶしが露出しないズボン・靴下

- JSAAやJISなどの規格品を着用しましょう
また作業に合わせた等級の靴を選びましょう

(例) JIS規格品の製品等級
重作業用：H、普通作業用：S、
軽作業用：L

□踏み抜き災害防止

JSAA規格の合格基準製品、または中敷きを装着してください

2

現場で働く作業員の基本

作業員のやらなくてはいけないこと

- 事業者が講ずる災害防止措置に応じて必要な事を守ること（安衛法 26 条）
- 元方事業者が講ずる措置を実施するための指示に従う事（安衛法 32 条）
- 健康な状態で仕事にむかう
- 安全措置を実施する
- 保護具を着用、使用する
- 危険な行為（ムリ・ムラ）をしない
- 無資格就労しない
- 近道行為をしない！省略行為禁止！
- 予定外のことや予期せぬことが起きたときは

止める 呼ぶ 待つ

- 万が一体調不良やケガの時は必ず会社へ報告すること（労災隠しは犯罪です）

事故事例

- ・ R6.6 月発生 近道行為で
右脚膝下の 20 針の裂傷
- ・ 8 月近道行為で右脚打撲



2

現場で働く作業員の基本

作業主任者(職長)および安全衛生責任者の
やらなくてはいけないこと

- 良いもの(品質)を安く(原価)早く(工程)
ケガ無く(安全)楽しく(コミュニケーション)
つくる様に努めなければなりません
- 有資格者で有ること、定期的に再教育を
受けること(安衛法 60 条)
- 作業方法を決め作業員の配置と指導を行う
(作業手順書の活用) (労働安全規則 40 条)
- 作業前・作業中・作業後の点検を行い
整理・整頓・清潔・清掃な環境を維持する
- 一日の安全施工サイクルを確認し確実に
取りみましよう
特に KY・リスクアセスメント・安全日報
- 各種点検表等の記録は忘れずに行うこと
- 現場通勤や搬出入及び駐車場内での事故防止に
努める。発生時はすぐに報告する
- 万が一体調不良やケガの時は必ず会社へ
報告すること

2

現場で働く作業員の基本

事業主のやらなくてはいけないこと

- 従業員の安全確保の為の必要な措置を講ずる
（保護具・機材・工具・車両等貸与品の点検）
- 安全衛生業責任者（職長）・安全衛生責任者を
指名して円滑な現場体制づくりに協力する
- 定期的に現場を巡視し作業場の状態を確認する
- 有資格作業は必ず資格者証を携帯させること
- 高齢者の就労については、事前に健康チェック
配慮した配置を行う
- 女性や満 18 歳未満の年少者の就労は労働基準法に
従った就業制限を守る
- 外国籍作業者の就労は日本語の指示が理解出来る
こと
在留カード他各種証明書（コピー）を提出する



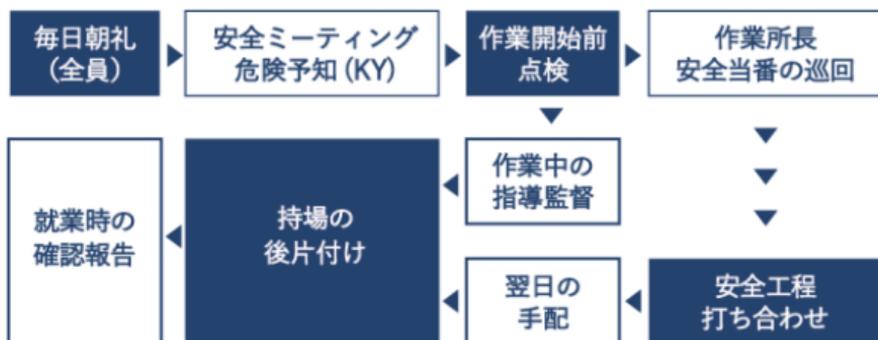
危険予知(KY)活動は
あなたの身を守る大切な活動です

- 全員で一日の作業内容と手順を確認！
- その作業の危険なポイントを出しあう！
- 危険ポイントの対策を考える！！
- 対策事項を全員で唱和し確認のサインをする！
- 作業前再度 KY 確認、内容に沿って作業する！

予定通りに進まないと分かった時や、
予定と違う時は…
作業を止めて、責任者を呼び、指示を待つこと

安全施工サイクル

今日一日安全に仕事行うための取り組みです
効果的に実践すること



4

市村工務店の基本ルール

「日本一きれいな現場づくり」

□感謝の気持ちを持ちましょう

工事の依頼者や近隣の協力が有ってこそこの仕事

□節度のある態度・行動をします

身だしなみ、明るい挨拶、ながら作業禁止

(ラジオ・音楽・よそ見しながらの禁止)

□一日5回の清掃

作業前・休憩前3回・作業終了前

□喫煙のルール

決められた場所でのみ喫煙を認めます

□トイレ・休憩所などの清掃

トイレ、休憩場は当番制、清掃マニュアル実施

□ゴミの削減とリサイクル

適切な分別と、資材の3Rを実践します

- ・リデュース 梱包材減や通勤車乗り合いなど
- ・リユース 梱包材や敷栈、再利用可能な残材
- ・リサイクル 分別し再資源化



足場作業

- 作業前点検と記録を行う
 - 異常や不備を見つけたときは、使用せずに報告
- 足場の各部を移動するときは、前もって相談し
終了後すぐに当事者が元に戻す
- 作業時は安全帯のフックを自分の腰以上の高さに掛ける
- 移動時は必ず手すりをつかむ
 - 特にタラップは滑るため注意
- 床に物を置いたまま、その場所を離れない
- 必ず片付けと清掃をしてから移動する
- 下に落ちたゴミはその都度掃除をする

事事故例

R6. 4 月発生 足場組立時に布板外れ、
転落両肘擦り傷左足打撲

事事故例 R6. 5 月発生

足場の床板の 10 cm の隙間に足が入り右膝裂傷



脚立・ハシゴ

脚立作業は事故が多い 意外と倒れやすい！！

高さが低いので甘く見る傾向にあります

持込脚立はすべて事前に申し出てください

6尺脚立以下で安衛則 528 条適合品の上で

次のことを確実に確認します

- 開き止めをしっかりと掛ける
- 天板に立たない
- 荷物を持って昇降しない
- 脚立にまたがらない
- 床が平らでない段差がない
- 床に穴やくぼみが無い又はふさがれている
- 床に差し筋など突起物がない
- 安全帯フックを掛ける設備がある
- ゴムバンドは確実に掛ける

※可動式作業台（立ち馬）は感知バーの使用

- ハシゴは安衛則 527 条を守る

事故事例

脚立から転落し尻に差し筋が刺さる

重傷事故の事例有り



手持ち電動工具

【共通事項】

始業前に点検と取り扱い方法の確認する

- 作業に合った工具なのか確認する
- 機械本体・電源ケーブル・プラグ・アース線の状態
- バッテリー・充電器の適合性の確認（純正品）
- 回転刃物部の劣化・締付け状態・安全カバー有無
- 作業に有った保護具（マスク・メガネ・手袋）
※巻き込まれ防止のため軍手は禁止します
- 服装が正しいか？そで口やズボンのすそ等
- 用途外の使用禁止
- 電工ドラムは巻き出して使用する
- 手元が暗くないか？
- ダブル養生と掃除道具の準備

事事故事例

R5.8 月

腕の保護が不足し薄鉄板で

左手首の割創事故全治1年



手持ち電動工具

【丸ノコ】

- カバーを固定しない・定規をつかう
- 後ろに立たない（キックバックに注意）
- 刃は材料から離してトリガーを引く
- 作業台や受け台を安定させる

安全カバーが適切な位置にある状態



安全カバーが降りて適切な状態

(安全カバーの位置が不適切)



安全カバーが上げた状態で固定

【ベビーサンダー切断砥石】

- 研削といしのひび・割れ・かけ・傷の確認
- カバー・サイドハンドルの取付状態
- 試運転を行う
- 研削といしの取替等は特別教育が必要
- 保護メガネは必ず着用



手持ち電動工具

【インパクトドライバー・ドリル等】

- 体の正面で使用する
- 反対側に人がいないことを確認する
- 振動工具は安全衛生教育をうける事

【エアーくぎ打ち機等】

- 保護メガネ・耳栓の使用
- 安全装置の確認
- 近くに人がいないことを確認する
- 常時トリガーはロックし指を掛けない
- 噴出口は絶対に人体に向けない
- 釘の打ち込み角度に注意する

事故事例

釘打ち機で釘が自身に刺さるケガ発生
(腕 2 件.膝 1 件)



重機・玉掛作業

- 無資格作業は厳禁！
- 合図方法の事前打ち合わせの実施！
- 作業計画書を必ず作成
- 荷振りの場合監視員の配置や警報機をつかう
- アウトリガーは最大張り出しで行う
- ワイヤー類の点検（点検テープ巻）
- 1本吊り厳禁
- オペレータの死角に入らない
- 落下の恐れが常にある下には絶対に入らない
- クレーン機能付きバックホウはクレーンモード表示の点灯

事事故事例

R6.4 月発生

落下物がヘルメットに当たり頭部裂傷

（外国籍作業員）



荷役作業・火気作業

【荷役作業】

- 最大積載量 2 トン以上 5 トン未満の貨物自動車の荷役作業は昇降設備とヘルメットの着用義務
- 荷台のあおりにへりに上らない足掛けしない
- 荷台への適切な昇降設備を使う飛び降り厳禁
- 周囲の整理整頓と空地（はなれ）の確認

事事故事例

R6. 9 月発生

荷台から転落し肋骨骨折入院



【火気作業】

(ガス切断.圧接.溶接等火花の出る作業全般)

- 有機溶剤.ウレタン等の建材.現場発泡など周辺では使用禁止
- 火気使用后 1 時間はその場を離れない
- 火花が飛散しないよう飛散防止シートと目張りの養生を行い裏側も確認をする
- 2 m 以内に消火器等の設置



作業環境

【酸欠】

- 地下ピット・タンク・貯蔵施設.硫化水素の発生する場所（蔵王温泉地区等）での作業は換気設備の設置をする
- ひとり作業はしない
- 酸欠等作業主任者の選任



【有機溶剤】

- 塗料用材の保管場所方法の事前確認
- 保管場所を限定する
- データーシートの表示
- 廃液の保管と持ち帰り



【燃料・ガス】

- ガソリン・LP ガス・灯油の持ち込みは許可を受ける
- LP ガス・酸素・アセチレンガスは保管場所を指定し使用時は消火器を準備する
- 軽油等の燃料の配送は事前に申し出る
- 液もれガス漏れ嚴重注意



毎日の安全と安心のために実践すること

【健康診断と体調の管理】



- 定期健康診断は必ず受診する
- 再検診や治療をは早くおこなう
- 飲み薬はわかりやすく記録する
- メンタルヘルスチェックも規模により義務あり
- 家族には仕事先や内容をつたえておく
- 入場時には、新規入場書類にしっかり必要事項を記入する

【熱中症】

- KY 時に体調を確認（冬季も同様）
- 5 月頃の熱に慣れていない時期から注意
- あさは食事は食べる、水分を 500 cc 以上とる
- 暑さ指数（WBGT）を確認しましょう
- 作業前に服装や装備が適切か確認する
- 高齢者・持病ある人・既往歴の人は特に注意
- 小まめに水分と塩分をとる 130 cc/30 分程度
お茶、コーヒーは水分補給に不向き



事故事例 熱中症による病院搬送複数発生

冬場の注意点

- 転倒事故や歩行中の滑落のリスク大
- 作業場所の除雪や養生を行う
- 持病のある人、高齢者は特に体調に注意する
- 作業前に運動し体をならす、急に始めない
- 手を出して歩行する、ポケットに入れない
- 防寒対策は厚手の物より軽量で
防水機能のある物を身に着ける
- 暖房や採暖時は十分な換気と付近に可燃物の無い
ことを確認する 火災 酸欠注意



最後の最後は「自分の身は自身で守る」
「安全は、ひとり一人が責任者」



【小さなことでも必ず報告してください】

- 作業を中止してケガ人の救出を優先する
- その場所が安全であるか確認
- ケガの様子を見て不用意に動かさない
- 人を呼ぶ 職長・元請社員・事業主
- 帰宅後に具合が悪くなった場合もすぐに連絡
- 救急車を呼ぶ・呼ばないの判断基準は「ケガ人が自分の家族であったら救急車を呼ぶか？です」
- 現場の状態を変えないでください



ハシゴの安全作業 安衛則 527 条



事業者

移動はしご〈安衛則527条〉

1. 丈夫な構造
2. 材料に著しい損傷、腐食等がない
3. 幅は30cm以上
4. すべり止め装置の取付その他転位を防止するための必要な措置

解釈例規

昭和43年6月14日付 安発第100号

1. 「転位を防止するために必要な措置」には、はしごの上方を建築物等に取付け、他の労働者がはしごの下方を支えること等の措置が含まれる
2. 移動はしごは、原則として継いで用いることを禁止し、やむをえず継いで用いる場合には、次によること
 - 全体の長さは9m以下
 - 継手が重合せ継手のときは、接続部において1.5m以上を重ね合わせ2ヶ所以上で堅固に固定
 - 継手が突合せ継手のときは1.5m以上の添木を用いて4ヶ所以上で堅固に固定
3. 踏み棧は、25～35cmの間隔で、かつ、等間隔に



アルミ製2連はしごを昇降設備にする場合(はしご道)



安全法令ダイジェスト引用

ハシゴの安全作業 安衛則 528 条



事業者

脚立 (安衛則528条)

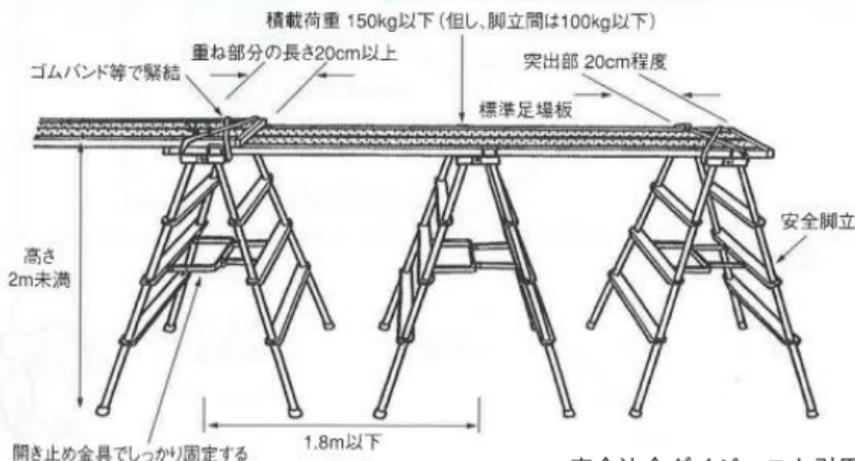
1. 丈夫な構造
2. 材料は、著しい損傷、腐食等がない
3. 脚と水平面との角度を75度以下、かつ、折りたたみ式の場合は脚と水平面との角度を確実に保つ金具等を備える
4. 踏み面は、作業を安全に行うため必要な面積

(参考) 仮設工業会「仮設機材認定基準とその解説」より



脚立足場の構成例 (高さ2.0m未満)

1. 標準足場板は3点支持とし、両端を脚立に固定する
2. 標準足場板を2枚重ねて使用する場合は、2点支持以上でも可とし、両端を脚立に固定する
3. 突出部上での作業は禁止する



安全法令ダイジェスト引用

受講記録のない方は現場入場できません
1年以内に更新受講をしてください

受講記録

年月日	受講場所	教育実施者	確認印

所属会社

氏名

血液型

連絡先（電話）

※大事な記録です。拾われた方はご連絡下さい
編集・発行 (株)市村工務店 環境安全部
山形市久保田 3-11-12 023-644-6878

市村工務店 送り出し教育 - 基本資料 - 初版

2025年6月 初版

製作 株式会社市村工務店



※本書の一部あるいは全部について、無断で転載・複写・複製することを禁ず。